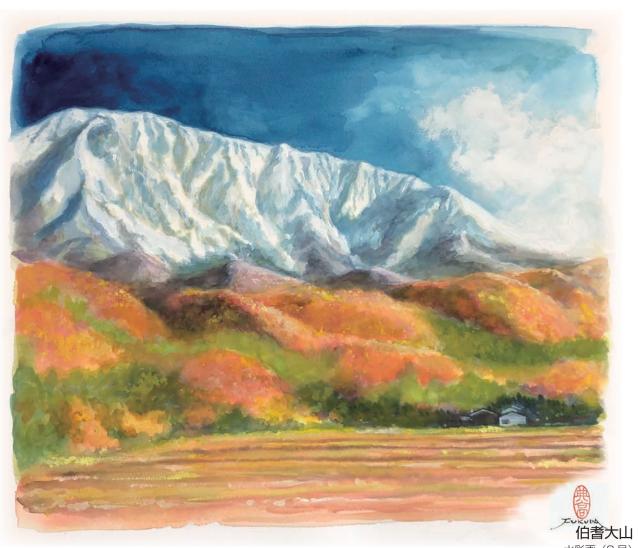
社会保険 Vol.607

2021

今月の記事

- 健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額の特例改定を延長等します
- 交通事故によるケガで保険証を使う場合は届出が必要です
- 教授の「職場の健康づくり研究室」第90回 ~循環器疾患対策について~
- 契約保養施設 利用料補助・優待利用のご案内
- 鳥取地区「健康づくりゴルフ大会」の結果



水彩画 (8号)

年金事務所からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬月額が下がった場合

健康保険・厚生年金保険料の 標準報酬月額の特例改定を延長等します

令和3年8月から令和3年12月までの間に、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、報酬が著しく下がった方のうち、一定の条件に該当する場合は、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定(4か月目に改定)によらず、特例により翌月から改定可能です。

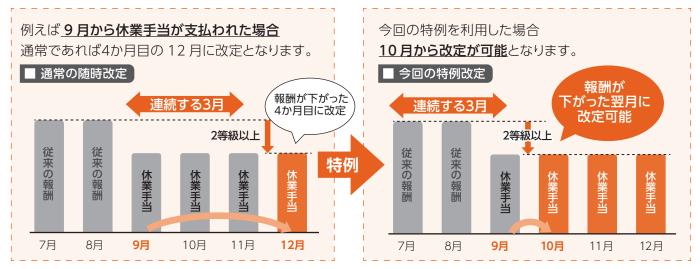
また、**既に特例改定を受けた方**のうち、一定の条件に該当する場合は**令和3年9月から適用された定時決定を特例により変更可能**です。



対象となる方

1 新たに休業により報酬が著しく低下した方の特例(次のすべてに該当する方が対象)

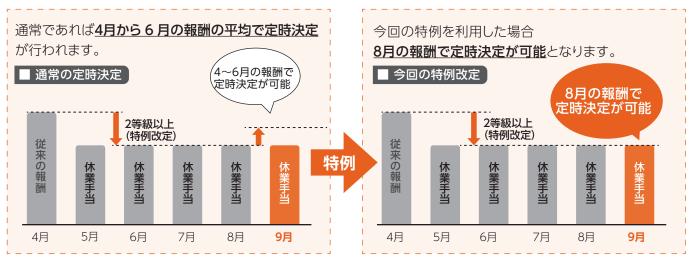
- ■新型コロナウイルス感染症の影響による休業(時間単位を含む)があったことにより、令和3年8月から令和3年12月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方
- ■著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額(1か月分)が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方
 - ※固定的賃金(基本給、日給等単価等)の変動がない場合も対象となります。
- ■本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している ※被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。 (改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。)



※申請により保険料が遡及して減額した場合、被保険者へ適切に保険料を返還する必要があります。

2 令和2年6月から令和3年5月までに休業により著しく報酬が低下し特例改定を受けている方の特例(次のすべてに該当する方が対象)

- ■新型コロナウイルス感染症の影響による休業(時間単位を含む)があったことにより、令和2年6月から令和3年5月までに報酬が著しく低下し、特例改定を受けた方
 - (令和2年度において、定時決定における保険者算定の特例を受けた方を含む・休業が回復した者を除く)
- ■令和3年8月に支払われた報酬の総額(1か月分)が、令和3年9月の定時決定で決定された標準報酬月額に 比べて2等級以上低い方
- ■本特例措置による**改定内容に本人が書面により同意**している(前述 10と同様です。)



※申請により保険料が遡及して減額した場合、被保険者へ適切に保険料を返還する必要があります。

対象となる保険料

- ■休業により報酬等が急減した月(2の場合は令和3年8月となります。)の翌月以降の保険料が対象となります。
 - ※**令和4年2月末日までに届出があったものが対象**となります。それまでの間は遡及して申請が可能ですが、給与事務の複雑化や年末調整等への影響を最小限とするため、改定をしようとする場合は、できるだけ速やかに提出をお願いします。

申請手続について

- ■月額変更届(特例改定用)に申立書を添付し管轄の年金事務所に申請してください。
 - 申請期限 令和4年2月28日(必着)
 - ※管轄の年金事務所へ郵送してください。(窓口へのご提出も可能です。)
 - ※届書及び申立書については日本年金機構ホームページからダウンロードできます。
 - ※本特例措置は、同一の被保険者について複数回申請を行うことはできません。
 - ※「対象となる方」の 1 に該当する方は「令和3年8月~令和3年12月を急減月とする場合」の月額変更届(特例改定用)を、 2 に該当する方は「8月報酬による定時決定の場合」の月額変更届(定時決定の保険者算定の特例に当たっての参考資料)を使用してください。

詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」までお気軽にご相談ください

ねんきん 加入者 ダイヤル 0570-007-123 (ナビダイヤル)

03-6837-2913 (050から始まる電話でおかけになる場合)

受付時間 月~金曜日:午前8時30分~午後7時 第2土曜日:午前9時30分~午後4時



■ より詳しくお知りになりたい方はこちら

年金機構 特例改定延長 検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tokureikaitei3.html



協会けんぽ鳥取支部からのお知らせ

交通事故によるケガで保険証を使う場合は届出が必要です

- 協会けんぽの加入者です。先日、自動車同士の衝突事故に遭い、軽いケガをしました。病院で治療しようと思ったところ、健康保険を使うには届出が必要だと言われました。どのような手続きをすればよいですか?
- ↑に「第三者等の行為による傷病届」を協会けんぽにご提出ください。なお、損害保険会社から 医療費の支払いがあり医療機関の窓□での支払いが0円の場合でも、健康保険を使用した場合に は、届出が必要です。



私用中(業務上・通勤途上以外)の交通事故で ケガをしたら…

事故関係者(加害者・損害保険会社)と治療費負担について話し合う

健康保険を使用する

健康保険を使用しない (加害者または損害保険会社が支払う)

速やかに協会けんぽへ

「第三者等の行為による傷病届」を ご提出ください 協会けんぽへの届出は不要です

業務上・通勤途上の交通事故によるケガの場合は健康保険は使えません!

業務上・通勤途上の交通事故による ケガは健康保険が使えませんが、労 災保険の対象となる場合がありま す。労災保険の認定等、詳しくは労働 基準監督署にご相談ください。

※労災保険の対象とならない法人の役員等は協会けんぽのレセプトグループにご相談ください。状況により健康保険が使える場合があります。

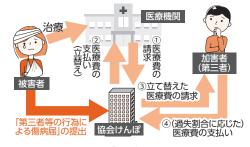
※「第三者等の行為による傷病届」の様式は協会けんぽのホームページからダウンロードできます。

「第三者等の行為による傷病届」はなぜ必要なの?

交通事故などの第三者等の行為によるケガの治療に必要な医療費は、 本来加害者が負担すべきものです。

健康保険で治療を受けたときは、協会けんぽが加害者(損害保険会社等)に代わって立て替えたことになり、あとで協会けんぽから加害者に請求することになります。

その事実確認のために「第三者等の行為による傷病届」の提出が必要となります。 しかし、届出がないと、加害者への請求ができなくなり、協会けんぽの財政を圧迫 する原因となってしまいますので、必ず届出をしてください。



※過失の大小にかかわらず、ケガをした場合の相手方を加害者といいます。また、自損事故により、同乗者がケガをした場合は、運転手が加害者となります。

自己負担額が0円でも届出が必要な場合があります

※負担割合は年齢等によって異なります。

加入者 (被害者) 3割

協会けんぽ

7割

損害保険会社が本人 負担分(3割分)のみ支払い。 協会けんぽ立替え分。 協会けんぽから加害者に請求が必要。 損害保険会社から医療費の支払いがあり、医療機関等の窓口でのお支払い(自己負担額)が0円でも、健康保険を使用した場合には届出が必要です。

左図のように、損害保険会社の支払いが「本人負担分(3割分)のみ」の場合は、協会けんぽが医療費7割分を立て替えているため、「第三者等の行為による傷病届」の提出が必要となります。

お問合せ先

全国健康保険協会鳥取支部 レセプトグループ **20857-25-0053**

〒680-8560 鳥取市今町2丁目112番地 アクティ日ノ丸総本社ビル 5階

すべての申請書は郵送で提出してください。

【 各種申請書はこちらからダウンロードできます

協会けんぽ 鳥取 検索 https://www.kyoukaikenpo.or.jp/



教授の『職場の健康づくり研究室』

第90回 循環器疾患対策について

▼循環器疾患対策の重要性

2018年12月に「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」が成立しました。死因の2位が心疾患、4位が脳血管疾患(脳卒中)と重要な死因であることに加え、要介護状態、特に介護度3以上の重い介護度を来す主要な疾患が脳血管疾患であることもあり、それらを合わせた循環器疾患(血管の病気)の重要性が再注目され、健康寿命を伸ばし、医療及び介護に係る負担を軽減するために、循環器病対策を総合的かつ計画的に推進するこの法律が作られました。

▼基本的な施策とは

循環器疾患の発生要因として有名なのが喫煙です。 喫煙の健康影響についての啓発及び知識の普及、 禁煙・受動喫煙の防止の取組は重要です。他の包括的 な対策として発症疑い者の搬送及び医療機関受入れ の体制整備、救急救命士・救急隊員に対する研修、専 門医療機関の整備、患者や後遺症を有する者の生活 の質の維持向上、保健・医療・福祉に係るサービスの提 供に関する消防機関、医療機関等の連携協力体制の 整備、保健・医療・福祉従事者の育成・資質の向上、情 報(症例情報その他)の収集・提供を行う体制の整備、 患者等に対する相談支援、研究の促進などが含まれま す。

▼基本計画とは

この法律では、施策を実現するためのアクション・プランである基本計画を策定することとしています。「循環器病対策推進基本計画」と呼び、循環器病対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環器病対策の基本的方向について定めるとともに、都道府県循環器病対策推進計画の基本となるものとして位置づけられます。2020年10月閣議決定を経て公表されました。

▼鳥取県計画

基本計画に基づいて、鳥取県計画が、2021年4月にできました。鳥取県では、全国以上に循環器疾患が死因・介護の上で重要な疾患です。循環器病の危険因子である高血圧症、脂質異常症、糖尿病などの発症予防、重症化予防(疾病の治療をすること)の推進により循環器疾患の発生を防ごうとしています。上記の危険因子になる疾病の発生予防や疾病管理のために、栄養・食生活(減塩)、運動・身体活動(歩行歩数)、喫煙、飲酒(脳出血になりやすくなります)などの生活習慣改善を勧めています。歯や口腔の衛生状態も循環器疾患の発生に関係するので大切です。県計画は、既存の県の健康づくりに関連する計画とも整合性があり、がん等の他の疾病の予防対策としても有効です。早期発

見や治療に関しては、特定健康診査(いわゆるメタボ 健診)とその結果に対する保健指導の受診率の向上、 高血圧や糖尿病などの未治療者や治療中断者への指 導、職域での健診受診率向上、糖尿病の管理状態の改 善(重症化予防)、救急搬送体制の整備、脳卒中の急性 期医療の充実、脳血管疾患の回復期・維持期の医療の 充実、かかりつけ医による脳卒中予備群の高血圧患者 への対応、心血管疾患(心筋梗塞等)の急性期、回復期 医療の充実、循環器疾患のリハビリテーションの充実、 循環器疾患の後遺症を持つ人への対応などが含まれ ています。事業所では、従業員の健康づくり活動を推 進して、労働生産性を高めようとする「健康経営」が盛 んになってきました。この一環として循環器疾患対策 を進めることができます。鳥取県と協会けんぽが共同 して、県内の(協会けんぽ加入)事業所が、「社員の健 康づくり宣言」を行った上で、あらかじめ定められたメ ニューに従って、社員の健康づくりに取り組んだ場合、 事業所に対し、メニューに応じたポイントを付与し、ポ イントを多く集めた事業所について、広報・表彰する健 康経営マイレージ事業を展開しています。特に優れた 取組を行った事業所へは、鳥取県知事表彰を行ってい ます。過去の受賞事例には、健診再検査受診体制の確 立、2アップ3ダウン運動(階段を使う)、社員・家族が運 動できる環境整備、体力やメンタルの状態の見える化 による健康管理、チェックシートによる社員健康管理、 全員に健診を受けてもらう仕組みづくり、ウォーキン グ大会への参加促進、継続的な健康情報発信、業務改 善の一環としてのBMI改善チーム、体組成計による食 生活・運動習慣の改善、健診結果を用いた健康通知 表、健康づくり担当社員が健康マスターを取得し健康 づくり活動展開等があります。





鳥取大学医学部 環境予防医学分野 教授

尾崎 米厚 (おさき よねあつ)



(-財)鳥取県社会保険協会からのお知らせ

電話 0857-27-1859 FAX 0857-30-7133

鳥取県社会保険協会(検索

契約保養施設 利用料補助・優待利用のご案内

鳥取県社会保険協会では、会員事業所(協会費を納付されている 事業所に限ります。)の被保険者とその被扶養者が契約保養施設を 利用した場合、宿泊料等の一部補助及び優待利用を行っています。 詳細につきましては、当協会ホームページ内の「契約保養施設利用 補助」及び「契約保養施設優待利用」をご覧ください。



優待利用施設

施設名	所 在 地	電話番号
氷ノ山高原の宿 氷太くん	鳥取県八頭郡若桜町つくよね	0858-82-1111
国民宿舎 ブランナールみささ	鳥取県東伯郡三朝町三朝	0858-43-2211
鳥取県市町村職員共済組合 渓泉閣	鳥取県東伯郡三朝町山田	0858-43-0828
国民宿舎 水明荘	鳥取県東伯郡湯梨浜町旭	0858-32-0411
ホテル大山しろがね	鳥取県西伯郡大山町大山	0859-52-2211
緑水園	鳥取県西伯郡南部町下中谷	0859-66-5111
但馬牧場公園まきばの宿	兵庫県美方郡新温泉町丹土	0796-92-1005

※宿泊利用者1人につき1,500円を補助(1年度に1事業所10名以内)。 利用申込書はホームページの「契約保養施設利用料補助」から印刷してください。

利用料補助施設

- ●船員保険会【4施設】
- ホテル法華クラブグループ【19施設】
- 高輪・品川プリンスホテルグループ【4施設】
- プリンスホテルご優待プラン

(全国のプリンスホテル・スキー場・ゴルフ場等)

- 湯快リゾートグループ【29施設】
- ダイワロイヤルホテル【27施設】
- かんぽの宿【35施設】
- HMIホテルグループ【42施設】
- その他【宿泊施設8施設・日帰り施設6施設】

※施設により優待内容、利用方法等が相違します。「施設利用会員証」の交付が必要です。 交付申請書はホームページの「契約保養施設優待利用」から印刷してください。

鳥取地区

イキィキ 健康づくりゴルフ大会 の結果

10月31日(日)、旭国際浜村温泉ゴルフ倶楽部において 28名の参加により開催し、結果は次のとおりでした。

- 平野宣隆 優勝
- 【日ノ丸西濃運輸㈱】
- 森井良二 準優勝
- 【三洋製紙(株)】
- **8** 第3位 森田 学
- 【㈱三協レンタル】

